

## 公的年金などの源泉徴収票が交付されました

### 老齢給付の受給者に送付

国民年金、厚生年金保険などの公的年金の老齢・退職年金は、所得税法で「雑所得」とみなされ、所得税が課せられます（障害年金・遺族年金は課税されません）。

公的年金などの支払い者（厚生労働省・各共済組合）は、所得税が老齢年金などから源泉徴収されたか否かにかかわらず、老齢年金などを受けている方々全員に「公的年金等の源泉徴収票」を作成し、その年の翌年1月31日までに交付します。

このため、厚生労働省から委託された日本年金機構は、国民年金、厚生年金保険の対象となる年金受給者の方に平成23年分の源泉徴収票を作成し、平成24年1月31日までに届くよう、平成24年上旬から順次送付しています。

源泉徴収票に記載されている事項は、その年の1年間に支払われた年金の総額、社会保険料の金額（介護保険料、国民健康保険料および後期高齢者医療保険料）、源泉徴収税額および控除内容となっています。

なお65歳未満で年金の支払い額が108万円に満たない方と、65歳以上で年金の支払い額が158万円に満たない方については、所得税が源泉徴収されません。

### 確定申告の際に必要

2つ以上の年金の支払い者に扶養親族等申告書を提出している方や、年金以外に給与などの所得がある方、または公的年金などの雑所得の合計額が各種所得控除の合計額を超える方などは、確定申告を行うこととなります。その際に、この源泉徴収票が添

付書類として必要となりますので、大切に保管してください。

なお老齢年金などから特別徴収されていない介護保険料などの社会保険料がある場合は、確定申告を行い、所得税の過不足分を精算することになります。

### 源泉徴収票を紛失したときなどは

源泉徴収票を紛失した場合や未着の場合には、日本年金機構のねんきんダイヤルにおいて源泉徴収票の再交付の受け付けを行っています（そのほかの年金相談も受け付けています）。

### ■受付時間

▽月曜日から金曜日まで

午前8時30分から午後5時15分まで（月曜日は午後7時まで。月曜日が休日の場合は、休日明けの初日）

▽第2土曜日

午前9時30分から午後4時まで

※日曜日と第2を除く土曜日、祝日はご利用いただけません。

来訪による源泉徴収票の再交付の受け付け、そのほかの年金相談については、年金事務所まで受け付けています。お問い合わせなどの際は、年金証書をご用意ください。

閩郡山年金事務所

☎024・932・3434

閩町民生活課

☎72・6933

閩ねんきんダイヤル

☎0570・05・1165

※IP電話・PHSでは

☎03・6700・1165